

プロポーザル説明書

業務名：新石川県立図書館基本設計委託

平成29年4月

石川県県民文化スポーツ部文化振興課
新図書館整備推進室

新石川県立図書館基本設計委託業務に係る公募型プロポーザル方式による技術提案の募集の詳細は、以下のとおりとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

新石川県立図書館基本設計委託

(2) 業務内容

新石川県立図書館の基本設計業務
（「石川県基本設計業務委託仕様書」による）

(3) 履行期限

平成30年3月15日（木）

(4) 担当部局

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎10階）
石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課 新図書館整備推進室
電 話：076-225-1346
F A X：076-225-1496
E-Mail：newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp（添付ファイルは最大3Mまで受信可能）
電話及び口頭による質問は受け付けない。

2 スケジュール

平成29年	4月21日（金）	： 公示
	〃	： 説明書等の配布（平成29年5月17日（水）まで）
平成29年	5月17日（水）	： 参加表明書及び一次審査書類の提出期限
	5月下旬～6月上旬	： 一次審査
	6月 6日（火）頃	： 参加資格及び一次審査結果の通知 二次審査書類（技術提案書等）の提出要請
	7月18日（火）	： 二次審査書類（技術提案書等）の提出期限
	8月	： 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施
	8月下旬～	： 設計候補者の選定

3 参加資格

(1)の資格要件に該当し、かつ、(2)の参加不適格者に該当しない者。なお、協力事務所（参加者と同一組織ではなく、専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する単体企業又は設計共同企業体（以下「設計JV」という。）の構成員を兼ねることはできない。

(1) 参加者の資格要件

参加者は、次のイ及びエからサまでの要件を満たす単体企業、又は、アの要件を満たし、かつイ及びエからサまでの要件を満たす者を代表構成員とし、並びにウ及びオからサまでの要件を満たす者をその他の構成員とする設計JVであること。

ア 設計JVとする場合の要件は以下のとおりとする。

(ア) 構成員数は2者又は3者とする。

(イ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所、設計JVの構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。

(ウ) 各構成員の出資比率は20%以上とする。

(エ) 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

イ 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、以下の(ア)から(エ)のいずれかの建築物で

工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有し、かつ、(イ)の建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。(ア)から(エ)が国又は地方公共団体が発注した建築物の場合は(イ)の要件を兼ねることができる。国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。)

- (ア) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する地方公共団体が設置する図書館
 - (イ) 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)に規定する国立国会図書館
 - (ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の図書館
 - (エ) 国又は地方公共団体が発注した美術館、博物館、公文書館及び学習施設
 - (オ) 国又は地方公共団体が発注した公共建築物
- ウ 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築、増築又は改築に係る設計業務の実績を有すること。
- エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定にする一級建築士の資格を有する者を総括責任者又は建築担当主任技術者として専任で配置すること。
- オ 6(1)の参加表明書及び一次審査書類の提出時において、建築士法第2条第2項に規定にする一級建築士の資格を有する者が5名以上所属していること(設計JVの場合は代表構成員及びその他の構成員に所属する資格者を合計するものとする。)
- カ 6(3)の二次審査書類(技術提案書等)の提出時において、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。
- キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ク 6(3)の二次審査書類(技術提案書等)の提出時において、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、入札参加資格の確認を受けた者であること。
- ケ 6(1)の参加表明書及び一次審査書類の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- サ 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(2) 参加不適合者

- ア (1)の参加者の資格要件を満たさない者
- イ 新石川県立図書館基本設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査委員
- ウ イの審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

(3) 入札参加資格の確認

石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づく入札参加資格の確認については、以下の機関で実施する。なお、審査には3週間程度の期間を要する。

石川県土木部監理課 入札・契約グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎15階）

電話：076-225-1712 FAX：076-225-1714

4 審査及び選定

本プロポーザルの審査は審査委員会を設置し、以下のとおり行うものとする。

(1) 審査委員

審査委員会は次の9名で構成する。

飴谷 義博
植松 貞夫
河内 久美子
香山 壽夫
竹中 博康
田村 俊作
竺 覚暁
照田 繁隆
福光 松太郎 (50音順)

(2) 一次審査

設計方針及び事務所の業務実績等について書類審査を行い、二次審査書類（技術提案書等）の提出を要請する者を概ね10者程度選定する。

ア 評価基準

- ・設計方針の的確性、独創性及び実現性
- ・事務所の業務実績

イ 審査結果

審査結果は審査終了後に、書面により通知する。

(3) 二次審査

技術提案書、業務の実施方針及び配置技術者の実績等について、書類審査及びプレゼンテーション審査（質疑応答を含む）を実施し、設計候補者を選定する。

ア 評価基準

- ・技術提案の的確性、独創性及び実現性
- ・業務の実施方針の妥当性
- ・取組み意欲

イ プレゼンテーション審査

- ・技術提案内容及び業務の実施方針についてプレゼンテーション審査を行う。
- ・受注した場合に専任で配置する者（総括責任者若しくは建築担当主任技術者）は、必ずプレゼンテーションに出席すること。
- ・実施日時や場所については、追って通知する。

ウ 審査結果

審査結果はプレゼンテーション審査終了後に書面により通知する。

5 交付資料等

(1) 交付資料

- ア プロポーザル説明書（本書）
- イ 技術提案書等作成要領
- ウ 技術提案課題

エ 新石川県立図書館基本構想

オ 提案における留意事項

カ 提出様式

(ア) 参加表明書及び一次審査書類

- ・参加表明書 (様式A 1-1)
- ・誓約書 (様式A 1-2-1、1-2-2)
- ・設計共同企業体協定書 (該当者のみ) (様式A 1-3)
- ・設計方針提案書 (様式A 2)
- ・事務所の主要業務実績等 (様式A 3-1-1、3-1-2、3-2)

(イ) 二次審査書類

- ・技術提案書提出書 (様式B 1)
- ・課題に対する技術提案書 (様式B 2)
- ・業務の実施方針 (様式B 3)
- ・配置予定技術者選定誓約書 (様式B 4)
- ・配置予定技術者の能力 (総括責任者) (様式B 5-1)
- ・配置予定技術者の能力 (主任技術者) (様式B 5-2)
- ・協力事務所の名称等 (様式B 6)

(ウ) 質問書 (様式C 1)

キ 新石川県立図書館基本設計委託仕様書 (参考)

ク 敷地周辺航空写真 (参考)

(2) 交付期間

平成29年4月21日 (金) から平成29年5月17日 (水) まで

(3) 交付場所・方法

以下のいずれかの方法により交付する。

ア 書面による交付

「1 (4) 担当部局」にて書面により交付する。

ただし、石川県の休日を定める条例 (平成元年石川県条例第16号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

イ 電磁的方法による交付

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室ホームページ

(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/libraly_seibi/bd_proposal.html) に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

ウ 5 (1) クについては、参加を予定する者に個別に交付することとするため、「1 (4) 担当部局」宛てに電子メールにて請求すること。

6 手続き等

(1) 参加表明書及び一次審査書類の提出期限、場所及び方法

ア 本プロポーザルに参加する意志があるものは、5 (1) カ (ア) 参加表明書及び一次審査書類 (様式A 1-1 からA 3-2) を提出しなければならない。

イ 提出期限 平成29年5月17日 (水) 午後5時 (必着)

ウ 提出場所 1 (4) 担当部局

- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
オ 提出部数 参加表明書及び一次審査書類一式 : 1部
上記とは別に
設計方針提案書（様式A2）のみ : 1部
様式A3-1-1からA3-2 : 1部

(2)参加者の資格要件の確認及び一次審査の結果

確認及び審査結果の通知及び二次審査書類（技術提案書等）の提出要請は、平成29年6月6日（火）頃を予定している。

(3)二次審査書類（技術提案書等）の提出期限、場所及び方法

二次審査書類（技術提案書等）の提出の要請を受けた者は、5(1)カ(イ)二次審査書類（様式B1から様式B6）を提出するものとする。

- ア 提出期限 平成29年7月18日（火）午後5時（必着）
なお、提出期限を遅らせる場合がある。その場合は、二次審査書類（技術提案書等）の提出を要請する者に改めて通知する。
- イ 提出場所 1(4)担当部局
ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
エ 提出部数 様式B1からB6 : 1部
上記とは別に
課題に対する技術提案書（様式B2）のみ : 20部

(4)プレゼンテーションの実施

- ア 日 時 平成29年8月を予定
イ 場 所 別途指示

(5)二次審査の結果

二次審査の結果通知は、平成29年8月下旬以降を予定している。

(6)以下の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

- ア 本書及び技術提案書等作成要領等に示された条件に適合しないもの
イ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていないもの
ウ 本書及び技術提案書等作成要領等に示された記載事項以外の内容が記載されているもの
エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
オ 虚偽の内容が記載されているもの
カ 本プロポーザルにおいて、審査の公平性を害する行為を行ったもの。特に、公示日から審査委員会において設計候補者を選定するまでの間に、委員に事前説明その他の接触を行ったもの

(7)その他

- ア 参加表明書及び一次審査書類、二次審査書類（技術提案書等）は、書面で提出すること。電送（FAX、電子メール）等による提出は受理しない。
イ 要求する内容以外の書類、図面等については受理しない。
ウ 一次審査、二次審査において非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、

書面により行う。

7 質問及び回答について

(1) 質問の提出

質問書（様式C1）に質問内容を記入し、事前連絡（076-225-1346）のうえ、電子メールにより「1(4)担当部局」へ提出する。

なお、件名は、「新石川県立図書館基本設計プロポーザルに関する質問（参加者の名称）（質問日）」とする。（電話及び口頭による質問は受け付けない。）

(2) 質問の受付期間

ア 参加表明書及び一次審査書類に係る質問

平成29年4月28日（金）正午まで

イ 二次審査書類（技術提案書等）に係る質問

平成29年6月20日（火）正午まで

なお、二次審査書類（技術提案書等）の提出要請を受けた者以外からの質問は受け付けない。

(3) 回答

ア (2)アの質問に係る回答は、平成29年5月10日（水）までに、県のホームページに掲載する。

イ (2)イの質問に係る回答は、平成29年7月 3日（月）までに、県のホームページに掲載する。

8 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項

技術提案書等作成要領による。

9 経費の負担

参加表明書等その他本プロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

ただし、プレゼンテーションに参加した者には、設計候補者として選定された者を除き、1者（設計JVの場合は1JVごと）当たり10万円を支払うものとする。

10 その他

(1) 受注資格の喪失

本業務の設計者又は当該設計者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者が、製造業及び建設業を営む者と関連を有する場合、当該製造業及び建設業を営む者は、本業務に関するすべての建設業務（設計・コンサルティング業務及び建設工事）の受注資格を失う。

(2) その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 本業務の参考業務規模は、1億円程度（消費税含む）とする。

ウ 建設本体工事費は約100億円程度（消費税含む）を予定している。

エ 提出された技術提案書等は返却しない。

オ 提出された技術提案書等については、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

キ 総括責任者等は、特別の理由があると認められる場合を除き、変更できない。

- ク 本プロポーザルは、設計に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものである。したがって、実際の設計段階においては、提案されたアイデアを尊重することとしているが、変更等を行うことがある。
- ケ 個人情報等は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- コ 建設予定地周辺を見学する際は、近隣への迷惑となる行為は控えること。なお、建設予定地内の見学は不可とする。

1 1 Summary

- (1) Official in charge of the procuring entity
Masanori Tanimoto, Governor of Ishikawa Prefecture
- (2) Subject matter of the contract
Basic Design Work for the “New Ishikawa Prefectural Library”
- (3) Time-limit to express interests
5:00 p.m. 17 May 2017
- (4) Time-limit for the submission of proposal
5:00 p.m. 18 July 2017
- (5) Contact point for documentation related to the proposal
New Library Planning Office, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1346

技術提案書等作成要領

業務名：新石川県立図書館基本設計委託

平成29年4月

石川県県民文化スポーツ部文化振興課
新図書館整備推進室

1 参加表明書及び一次審査書類の作成について

(1) 提出書類

ア 参加表明書、誓約書、設計共同企業体協定書

(様式A1-1、A1-2-1、A1-2-2、A1-3)

- (ア) 「受付欄」は空欄で提出すること。
- (イ) 設計業務実績は、新築、増築又は改築工事の実績とすること。
- (ウ) 工事監理業務や監修業務のみを受託した場合は設計業務実績の対象外である。
- (エ) 事務所の設計業務実績を証明する書類として、業務委託契約書、設計図書等の写しを添付すること。
- (オ) 所属する一級建築士の数を証明する書類として、建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書等の写しを添付すること。
- (カ) 設計共同企業体（以下「設計JV」という。）の場合は、それぞれの構成員について誓約書を作成すること。

イ 設計方針提案書（様式A2）

「新石川県立図書館基本構想」に即した新たな図書館を実現するための基本的考え方について、指定書式（25文字、40行以内、2段組み）で簡潔に記載すること。記載にあたっては、空間構成、内外観デザイン及びライフサイクルコストの考え方についての論述を含めること。論述を補足するための概念図の記載は可とする。

ウ 事務所の主要業務実績等（様式A3-1-1、A3-1-2、A3-2）

- (ア) 誓約書（様式A1-2-1、A1-2-2）に記載した実績を含め、事務所の代表的な設計業務の実績について、5件（以内）記入すること。受賞歴も併せて記載すること。なお、設計業務実績を証明する書類の添付は必要としない。
- (イ) 様式A3-2については、様式A3-1-1、A3-1-2に記載した実績のうち代表的なもの3件（以内）について、写真等を用いその設計コンセプトを簡潔に記載すること。実績1件につき様式1枚（片面使い）に記載すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)における実績件数の上限について、設計JVの場合は、代表構成員及びその他の構成員の合計でそれぞれ規定の件数以内とすること。

(2) 提出部数及び綴じ方

ア 参加表明書及び一次審査書類一式（様式A1-1からA3-2まで）を、A4サイズ縦左綴じ（2点止め）とし、1部提出すること。

イ アのほか、設計方針提案書（様式A2）を1部提出すること。

ウ アのほか、事務所の主要業務実績等（様式A3-1-1からA3-2まで）を、A4サイズ縦左綴じ（クリップ止め）とし、1部提出すること。

2 二次審査書類（技術提案書等）の作成について

(1) 提出書類

ア 技術提案書提出書（様式B1）

「受付欄」は空欄で提出すること。

イ 課題に対する技術提案書（様式B2）

課題に対する技術提案書は、プロポーザル説明書5(1)ウ技術提案課題書の課題に対して、以下の方法で記載すること。

- ・ A3サイズ横5枚(片面)以内で記載すること。
- ・ 枠等は特に設けなくても良い。
- ・ 右下に頁番号を記入すること(表紙及びイメージパースを除く)
- ・ 記載方法等は自由とするが、読みやすい大きさの文字(12ポイント以上)を使用すること。
- ・ 基本的な考え方について、文章を中心に簡潔に記述すること。
- ・ 文章を補完するものとして、建物の配置、ブロックプラン(ゾーニング図)、スケッチ、断面、階構成などを簡単に示すことができる。着色可。
- ・ 参考資料として、内外観イメージパース(A3サイズ横1枚(片面))を別途添付することができる。添付する場合は、右上に「参考資料」と記載し、最後に綴じ込むこと。
- ・ 提出者を特定できるような内容(具体的な社名等)は記載しないこと。

ウ 業務の実施方針(様式B3)

当該設計業務を受託した場合の実施方針(業務の取組体制や設計上の配慮事項等)について記入すること。

エ 配置予定技術者選定誓約書(様式B4)

当該設計業務を受託した場合に配置する総括責任者及び各分担業務を担当させる主任技術者について1名ずつ選定し記入すること。総括責任者及び各部門の担当主任技術者は兼任させないこと。

オ 配置予定技術者の能力(総括責任者)(様式B5-1)

- (ア) 当該設計業務を受託した場合に配置する総括責任者の業務実績等について記入すること。
- (イ) 過去に従事した代表的な設計業務の実績について、5件(以内)記入すること。誓約書(様式A1-2-1)に記載した設計実績を有する場合はその実績を含めること。受賞歴も併せて記載すること。なお、設計業務実績を証明する書類の添付は必要としない。
- (ウ) 建設系CPDについて、取組みの有無を記載すること。また、取組みを証明する書類として、前年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)における建設系CPD協議会加盟団体が発行する学習履歴証明書等の写しを添付すること。

カ 配置予定技術者の能力(主任技術者)(様式B5-2)

- (ア) 当該設計業務を受託した場合に、建築、構造、電気設備、機械設備、積算の各業務を担当させる主任技術者の業務実績等について、主任技術者1人につき様式1枚を使用して記入すること。
- (イ) 過去に従事した代表的な設計業務の実績について、5件(以内)記入すること。誓約書(様式A1-2-1)に記載した設計実績を有する場合はその実績を含めること。受賞歴も併せて記載すること。なお、設計業務実績を証明する書類の添付は必要としない。
- (ウ) 建設系CPDについて、取組みの有無を記載すること。また、取組みを証明する書類として、前年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)における建設系CPD協議会加盟団体が発行する学習履歴証明書等の写しを添付すること。

キ 協力事務所の名称等(様式B6)

- (ア) 当該設計業務の一部を協力事務所に依頼する場合、名称、分担業務分野及び業務実績等について、協力事務所1者につき様式1枚を使用して記入すること。
- (イ) 過去の設計業務の実績について、5件(以内)記入すること。誓約書(様式A1-2-1)に記載した設計実績を有する場合はその実績を含めること。受賞歴も併せて記載すること。なお、設計業務実績を証明する書類の添付は必要としない。

(ウ) 協力事務所に依頼しない場合は、協力事務所名記載欄に「該当なし」と記載すること。

(2) 提出部数及び綴じ方

ア 二次審査書類一式（様式B 1からB 6まで）を、A 4サイズ縦左綴じ（2点止め）とし、1部提出すること。A 3サイズの様式は綴じ込み折りとすること。

イ アのほか、課題に対する技術提案書（様式B 2）を、A 3サイズ横左綴じ（2点止め）とし、無記名・別綴じのうえ、右下にページ番号（表紙及びイメージパースを除く）を記入し、20部提出すること。イメージパースを添付する場合は右上に「参考資料」と記載し、最後に綴じ込むこと。

ウ 提出資料の電子データをPDFに変換し、CD-ROMに記録して1部提出すること。

3 その他

- ・質問については、質問書（様式C 1）を使用すること。
- ・参加資格の確認のため、追加で書類の提出を求める場合があるので適切に対応すること。

新石川県立図書館基本設計業務プロポーザル
技術提案課題

【課題1】 基本的考え方

基本構想に則った「新たな図書館」を実現するための基本的考え方

【課題2】 空間構成について

基本構想に則った「新たな図書館」を実現するための
アクティビティを重視した 動線 及び 空間構成の考え方

【課題3】 内外観のデザインコンセプト

基本構想における‘知の殿堂’としての「新たな図書館」を
実現するための内外観のデザインコンセプト

【課題4】 ライフサイクルコストについて

ライフサイクルコストを考慮した
建設コスト、維持管理 及び 工程計画について

【課題5】 重要と考える事項

本図書館を計画・提案するにあたり
設計者として重要であると考えられる事項について

提案における留意事項

提案にあたっては、「新石川県立図書館基本構想」（以下「基本構想」）に掲げた方針を十分に踏まえること。特に、基本構想においては、「新県立図書館の基本コンセプトに基づく新たな図書館像」の1から3を達成するための機能性と経済性を有するとともに、「知と文化の象徴としての図書館」に相応しい「時代を超えて評価される内外観」を持つ図書館となることを期待しており、建築そのものの魅力で多くの人を惹きつけるものとなるよう留意されたい。

なお、設計においては、多くの関係者と積極的にコミュニケーションを行い、必要な機能や求められる性能を的確に把握し、設計に反映させること。

以下に本計画における留意事項を示すが、各エリア及びスペースについて提示する面積は一定の目安であり、それぞれを融合することや、開放性や閉鎖性について設計者の提案を制限するものではない。

1. 全体に関する留意点

- ・音や光の階層性に留意し、文化的な活動・交流や読書、調査など様々な利用形態に対応できる空間構成とする。
(必ずしも壁や間仕切り等で区画する必要はない)
- ・必要があれば地下の利用は可とする。

2. 「閲覧エリア」における留意点

- ・子どもや学生から高齢者まであらゆる年代が、時には一人で、時には家族や友人と一緒に訪れる等、様々な来館者の利用形態に応じた閲覧のための多様な環境を設ける。
- ・児童コーナー開架冊数は3～4万冊程度を想定しており、親子が楽しめる機能を備え、子どもやその保護者も快適に過ごせるコーナーとなるよう工夫する。
- ・石川コレクション(仮称)コーナーは、新図書館を特徴づけるものであり、伝統文化関連のコーナー、里山里海の生物文化多様性関連のコーナーについては、それぞれ開架冊数は2～3万冊程度を想定しており、関連する図書・資料に加え、各種メディアや実物等の展示もできるなどの工夫を行う。

3. 「知と情報のひろば」における留意点

- ・屋内広場は屋外広場との連続性を考慮する。
- ・多目的ホール、交流ルーム（研修室）について、それぞれ他エリアとの融合を自由に構想してもよい。
- ・目安として、屋内広場・飲食の場（カフェ等）で800㎡以上、多目的ホール・交流ルーム（研修室）・映像資料の上映会も可能なスペースで600㎡程度を想定している。

4. 「書庫エリア」における留意点

- ・ 書庫の構成（書庫タイプ）については、全体の計画に合わせて設計者が提案してよい。
- ・ 目安として、一般書庫で 4,000 m²以内、貴重書・資料保管庫・公文書等の一時保管庫で 1,000 m²以内を想定している。

5. 「事務管理エリア」における留意点

- ・ 必要なスペースは、一般的な事務室に加え、各種の作業スペースや職員以外のスタッフの待機室等を想定し、目安として、面積は 1,300 m²程度を想定している（職員数は未定）。

6. 「外部・アクセス」に関する留意点

- ・ 駐車場（約 400 台）は、地上部分の平面自走式とし、一部は広場としての利用も可能となるよう、舗装等の工夫を検討する。
- ・ 屋外の緑地や広場、駐車場、その他外構を含めたランドスケープについても計画を行うものとする。

参加表明書

石川県知事 谷本 正憲 様

提出者 設計共同企業体名 (設計共同企業体に限る)
名 称

設計事務所 又は 設計共同企業体 住 所
(代表構成員) 名 称
代表者 ⑩

設計共同企業体 住 所
(その他の構成員) 名 称
代表者 ⑩

設計共同企業体 住 所
(その他の構成員) 名 称
代表者 ⑩

新石川県立図書館基本設計業務のプロポーザルに参加を表明します。なお、添付資料を含めすべての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

参加表明者の連絡先

会 社 名 :
部 署 :
氏 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

受 付 欄

受 付 欄

誓 約 書

石川県知事 谷本 正憲 様

下記の資格要件については、全て事実と相違ないことを誓約します。

設計事務所 又は 設計共同体 名 称
(代表構成員) 代表者 ⑧

記

- 1 (1) 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、以下のアからエのいずれかの建築物で工事に係る分部の床面積が2,000㎡以上の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有しています。

ア. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する地方公共団体が設置する図書館

イ. 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)に規定する国立図書館

ウ. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条に規定する国、地方公共団体及び学校法人が設置する大学の図書館

エ. 国、地方公共団体が発注した美術館、博物館、公文書館及び学習施設

(施設名 ()
用途 () 構造 ()
延べ床面積 () 平方メートル
竣工年月日 (平成 年 月 日)
所在地 ())

- (2) 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、国、地方公共団体が発注した建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有しています。

(施設名 ()
発注者 () 構造 ()
延べ床面積 () 平方メートル
竣工年月日 (平成 年 月 日)
所在地 ())

- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を総括責任者若しくは建築担当主任技術者として専任で配置します。

(氏名 () (総括責任者 ・ 建築担当主任技術者)
一級建築士登録番号 ())

- 3 現在、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者が5名以上所属しています。
(設計共同企業体の場合は、代表構成員とその他の構成員に所属する者の合計とする。)
- 4 ・ 現在、建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有しています。
[事務所登録 () 登録、登録番号 ()]
・ 現在、一級建築士事務所の登録を有していません。従って、技術提案書の提出時まで一級建築士事務所の登録を完了します。
- 5 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しません。
- 6 ・ 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、入札参加資格の確認を受けています。
・ 現在、入札参加資格の確認を受けていないので、技術提案書の提出時まで確認を受けません。
- 7 現在、石川県から、指名停止を受けていません。
- 8 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 9 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者ではありません。

(注)・1 (1) はアからエの該当する項目を○で選ぶこと。

- ・ 1 (1) の設計業務が国、地方公共団体が発注した建築物の場合は(2)の記載を省略することができる。
- ・ 1, 2については、設計業務実績を証明する書類として、業務委託契約書、設計図書等の写しを添付すること。
- ・ 2について、総括責任者若しくは建築担当主任技術者のいずれか該当する項目を○で囲むこと。
- ・ 3については、所属する技術者数を証明する書類として、設計等の業務に関する報告書等の写し等を添付すること。
- ・ 4, 6については、該当する項目を○で選ぶこと。

誓 約 書

石川県知事 谷本 正憲 様

下記の資格要件については、全て事実と相違ないことを誓約します。

設計共同体 名 称
(その他の構成員) 代表者 ⑩

記

- 平成14年4月1日から公示日の前日までに竣工した、国、地方公共団体が発注した建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有しています。
〔 施設名 ()
発注者 () 構造 ()
延べ床面積 () 平方メートル
竣工年月日 (平成 年 月 日)
所在地 () 〕
- 現在、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有しています。〔事務所登録 () 登録、登録番号 () 〕
 - 現在、一級建築士事務所の登録を有していません。従って、技術提案書の提出時まで一級建築士事務所の登録を完了します。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しません。
- 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、入札参加資格の確認を受けています。
 - 現在、入札参加資格の確認を受けていないので、技術提案書の提出時まで確認を受けません。
- 現在、石川県から、指名停止を受けていません。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。

(次ページに続く)

7 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者ではありません。

(注)・1については、設計業務実績を証明する書類として、業務委託契約書、設計図書等の写しを添付すること。

・2, 4については、該当する項目を○で選ぶこと。

新石川県立図書館基本設計委託 設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 石川県発注に係る新石川県立図書館基本設計委託業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同企業体は、新石川県立図書館〇〇・□□・△△設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、設計業務の委託契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務を受託することができなかつたときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、新石川県立図書館基本設計業務の履行に関し、共同企業体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利を共同企業体の代表である企業に委任するものとする。なお、共同企業体の解散後、共同企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合

においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の設計業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同企業体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処分)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につき「瑕疵」があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり新石川県立図書館〇〇・□□・△△設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

□□株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

△△株式会社

代表取締役△△△△印

新石川県立図書館設計共同企業体協定書
第8条に基づく協定書

新石川県立図書館基本設計業務については、新石川県立図書館設計共同企業体協定書第8条の規定により、当共同企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務出資割合（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇の〇〇業務 □□株式会社 〇〇%

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社 〇〇%

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務出資割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

新石川県立図書館設計共同企業体

設計共同企業体代表構成員 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

設計共同企業体構成員 □□株式会社 代表取締役 □□□□ 印

設計共同企業体構成員 △△株式会社 代表取締役 △△△△ 印

(様式A 3 - 2)

事務所の主要業務実績

事務所名称 _____

業務名称：

- ・事務所の主要業務実績（様式A 3 - 1 - 1若しくはA 3 - 1 - 2）に記載した業務の設計コンセプト等を簡潔に記載すること。（文字の大きさは10ポイント以上とすること。）
- ・外観写真、内観写真、代表階平面図（縮尺任意）など3点以内を貼り付けること。
- ・実績1件につきA 4サイズ縦1枚（片面使い）とし、1参加者につき3件以内とする。（設計J Vの場合は代表構成員とその他の構成員について合計で3件以内）

技術提案書提出書

石川県知事 谷本 正憲 様

提出者 設計共同企業体名（設計共同企業体に限る）
名 称

設計事務所 又は 設計共同企業体 住 所
（代表構成員） 名 称
代表者 ⑩

設計共同企業体 住 所
（その他の構成員） 名 称
代表者 ⑩

設計共同企業体 住 所
（その他の構成員） 名 称
代表者 ⑩

新石川県立図書館基本設計業務について、技術提案書を提出します。なお、添付資料を含めすべての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 課題に対する技術提案書 (様式B2)
- 2 業務の実施方針 (様式B3)
- 3 配置予定技術者選定誓約書 (様式B4)
- 4 配置予定技術者の能力（総括責任者） (様式B5-1)
- 5 配置予定技術者の能力（主任技術者） (様式B5-2)
- 6 協力事務所の名称等 (様式B6)

技術提案書提出者の連絡先
会社名 :
部 署 :
氏 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

受 付 欄

課題に対する技術提案書

新石川県立図書館基本設計プロポーザル

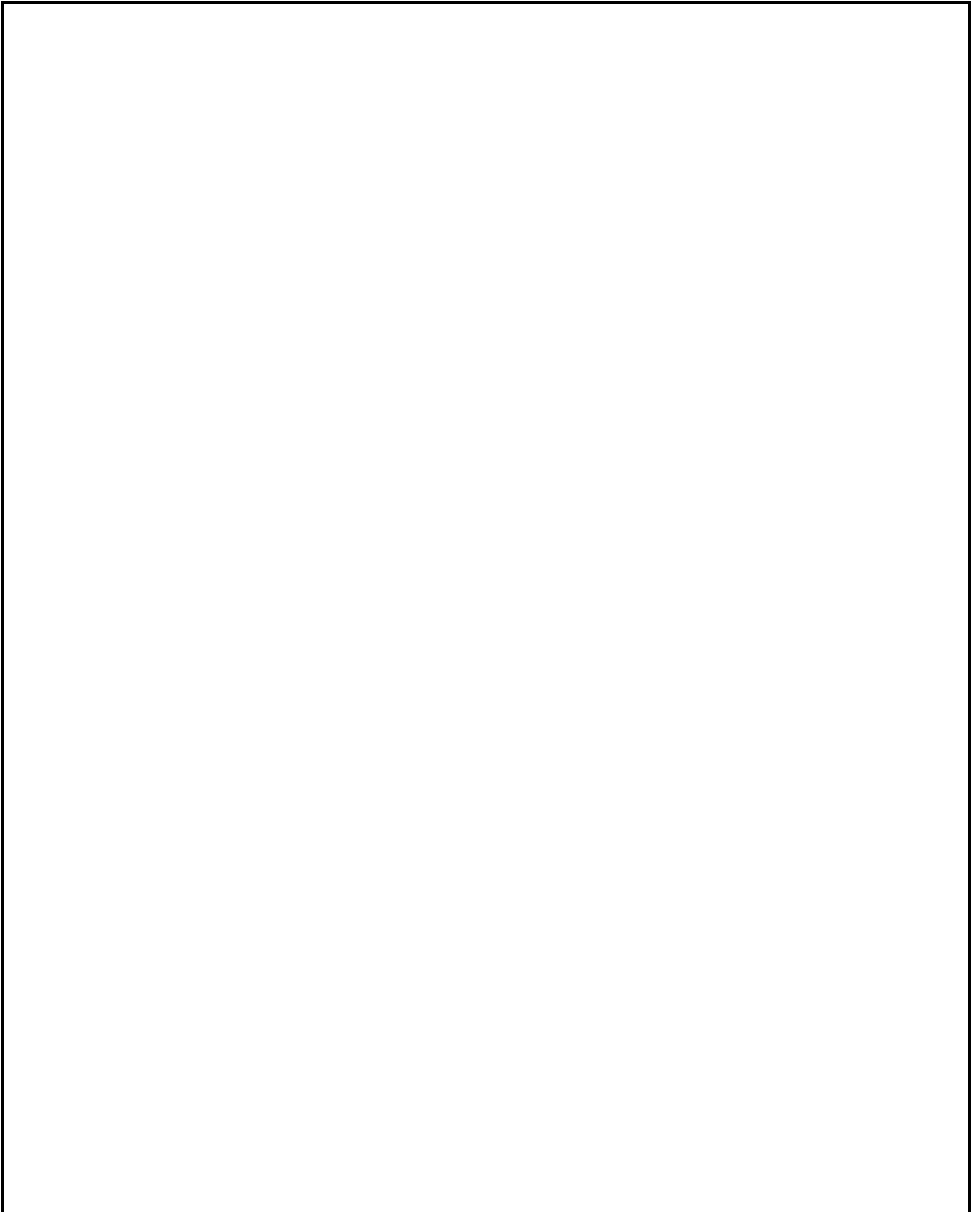
※記入上の注意

- (1) A3サイズ横5枚(片面)以内で記載すること。枠等は特に設けなくても良い。右下に頁番号を記入すること(表紙及びイメージパースは除く)。
- (2) 記載方法等は自由とするが、読みやすい大きさの文字(12ポイント以上)を使用すること。
- (3) 基本的な考え方について、文章を中心に簡潔に記述すること。
- (4) 文章を補完するものとして、建物の配置、ブロックプラン(ゾーニング図)、スケッチ、断面、階構成などを簡単に示すことができる。着色可。
- (5) 参考資料として、内外観イメージパース(A3サイズ横1枚(片面))を別途添付することができる。右上に「参考資料」と記入すること。
- (6) 提出者を特定できるような内容(具体的な社名等)は記載しないこと。

(様式B2)

(様式B 3)

業務の実施方針



- ・業務への取り組み体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠・構造・設備・積算の各分野）の配慮事項（提案を求めている内容を除く）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載すること。
- ・文字の大きさは、10ポイント以上とすること。
- ・A4サイズ縦1枚（片面使い）で記載すること。

(様式B 4)

配置予定技術者選定誓約書

石川県知事 谷本 正憲 様

平成 年 月 日

配置予定技術者を下記のとおり選定し、総括責任者及び各主任技術者は、特段の事情がない限り変更しないことを誓約します。

記

総括責任者	:	(経験年数 年)
建築担当主任技術者	:	(経験年数 年)
構造担当主任技術者	:	(経験年数 年)
電気設備担当主任技術者	:	(経験年数 年)
機械設備担当主任技術者	:	(経験年数 年)
積算担当主任技術者	:	(経験年数 年)

設計共同企業体名 (設計共同企業体に限る)
名 称

設計事務所 又は 設計共同企業体 名 称
(代表構成員) 代表者

㊞

設計共同企業体 名 称
(その他の構成員) 代表者

㊞

設計共同企業体 名 称
(その他の構成員) 代表者

㊞

(様式B5-1)

配置予定技術者の能力 (総括責任者)

総括責任者の経歴等

氏名				生年月日						
〇〇〇 〇〇〇				昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇才)						
所属・役職				建設系CPD						
〇〇設計事務所〇〇〇〇部 〇〇課長				(有・無)						
保有資格等										
・一級建築士				(登録番号:)		(取得年月日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
・				(登録番号:)		(取得年月日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
・				(登録番号:)		(取得年月日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)		
業務実績										
No.	業務名称	発注者	受注形態	建築行為	施設の概要				設計業務の履行期間	立場
					施設名称	構造階数	延べ面積	竣工年月		
1	〇〇〇〇新築工事基本及び実施設計業務	〇〇〇	単体JV代表	新築増築改修	〇〇〇〇	〇造 〇F B〇F	00,000 m ²	H〇.〇	H〇.〇~ H〇.〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇
2										
3										
4										
5										
過去の受賞歴										
No.	受賞した賞	受賞年月	対象施設名称			用途・規模・構造		共同企業体の場合の他の構成員		
1	〇〇〇〇〇〇〇〇賞	H〇.〇	〇〇〇〇〇〇			〇〇 〇〇造 〇〇〇m ² 〇〇F				
2										
3										
4										
5										
備考										
所属・役職の欄には、配置予定技術者の所属する部署及び役職を記入すること。										

(様式B5-2)

配置予定技術者の能力（主任技術者）

各主任技術者の経歴等		担当分野：	
氏名 ○○○ ○○○		生年月日 昭和○○年○○月○○日（○○才）	
所属・役職 ○○設計事務所○○○○部 ○○課長		建設系CPD (有・無)	
保有資格等			
・ ○○設計一級建築士 (登録番号：) (取得年月日：平成○○年○○月○○日)			
・ (登録番号：) (取得年月日：平成○○年○○月○○日)			
・ (登録番号：) (取得年月日：平成○○年○○月○○日)			

業務実績

No.	業務名称	発注者	受注形態	建築行為	施設の概要				設計業務の履行期間	立場
					施設名称	構造階数	延べ面積	竣工年月		
1	○○○○新築工事基本及び実施設計業務	○○○	単体JV代表者	新築増築改修	○○○○	○造 ○F B○F	○,000 m ²	H○.○	H○.○～ H○.○	○○○ ○○○ ○○
2										
3										
4										
5										

過去の受賞歴

No.	受賞した賞	受賞年月	対象施設名称	用途・規模・構造	共同企業体の場合の他の構成員
1	○○○○○○○賞	H○.○	○○○○○○○	○○ ○○造 ○○○m ² ○○F	
2					
3					
4					
5					

備考

所属・役職の欄には、配置予定技術者の所属する部署及び役職を記入すること。
主任技術者の経歴は、建築、構造、電気設備、機械設備、積算の各担当分野について作成すること。

(様式B6)

協力事務所の名称等

事務所名				代表者名				
所在地								
No.	業務名称	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務完了年月	受賞年賞の名称
				施設名称	構造・規模	竣工年月		
1	〇〇〇〇新築工事基本及び実施設計業務	〇〇〇	〇〇		〇〇造〇〇F 〇〇〇〇m ²	HO. 〇	HO. 〇	
2								
3								
4								
5								
分担業務分野								
協力を受ける理由及び具体的内容								
本業務に関わる担当予定者数								
備考 ・協力事務所を利用する場合に、協力事務所1者につき1枚記入すること。 ・受注形態の欄には、単独、JV（共同企業体）または協力（協力事務所として参画）の別を記入する。 なお、協力の場合は下段に元請事務所を（ ）書きで記入すること。								

(様式C1)

質 問 書

名 称

担当者名

電話番号

番 号	質 問 事 項

(送付先) 石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

メールアドレス : newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp

基本設計業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 ○○○○○基本設計委託

2. 建設場所 ○○○○○ 地内

3. 敷地面積 ○○○○○

4. 主要用途 ○○○○○

5. 設計概要 ○○○○○

6. 業務内容

平成21年国土交通省告示第15号に掲げる業務内容を基本とする。

7. 次の事項に留意した設計とすること。

- ① コスト縮減を講じた設計とすること。
- ② 県産材を活用した設計に努めること。
- ③ リサイクル製品（石川県認定品）を採用した設計に努めること。
- ④ 建設場所が海岸線より2km以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
- ⑤ 既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性（特に、基礎及び杭）を考慮した設計とすること。
- ⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行令第4条に該当する、「特定建築物」については、同法施行令の整備基準に基づく設計とすること。（「建築物移動等円滑化誘導基準」を原則とするが、これによりがたい場合は「建築物移動等円滑化基準」でも可とする。）
- ⑦ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。但し改修工事等でこれによりがたい場合は調査職員と協議し、その決定に従うこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦のほか、営繕課内技術部会（バリアフリー設計審査チーム）におけるバリアフリー検討会審査を受け、設計すること。また、必要に応じて設計内容についてバリアフリー推進工房（リハビリテーションセンター内）の意見を聞くこと。
- ⑨ 環境負荷低減対策に配慮した設計とすること。
- ⑩ 既設建物を改修・解体する場合には、当該建築物における吹付アスベスト及びアスベスト成形品、並びに、フロンガス及びPCBの有無の調査を行い、処理・処分方法については、調査職員と協議し、設計すること。
- ⑪ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に適合する設計とすること。

8. 業務の処理

- (1) 受託者は、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて指導しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、委託者の調査職員と連絡をとり、かつ十分に打合せを行い業務の目的を達成しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて業務区分ごとに委託者の調査職員に中間報告をして、その監修を受けなければならない。
- (4) 委託者は、敷地図、地盤調査資料、計画概要、その他業務に必要な資料を提示するものとする。
- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却するものとする。
- (6) 建築基準法、消防法等関係法令、建築物省エネ法の適用について、諸官庁との協議を行い、議事録を提出すること。

9. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義がある場合は、速やかに委託者の調査職員の指示を受けなければならない。

10. 業務の完了

受託者は業務が完了したときは、遅滞なく次の図書を提出しなければならない。

(1) 基本設計説明書（（簡）基本設計の場合は除く。）

平成21・1・7 国交告15 別表1に掲げる内容を基本とする。

ア 建築の計画概要

イ 設備の計画概要

(2) 基本設計図書

ア 建 築

(ア) 案 内 図 (付近見取図1/3,000程度、位置図1/50,000程度)

(イ) 配 置 図

(ウ) 仕 上 表 (主要材料比較調査も記入)

(エ) 平 面 図

(オ) 立 面 図 (4面)

(カ) 断 面 図 (2面)

(キ) 面積求積表

イ 設 備

(ア) 案 内 図 (付近見取図1/3,000程度、位置図1/50,000程度)

(イ) 配 置 図

(ウ) 系 統 図

(エ) 計 算 書

(3) 基本設計経過説明書（（簡）基本設計の場合は除く。）

(4) 工事費概算書（誤差5%内外の正確なもの）

(5) 工事予定工程表（実施設計工程も記入）

(6) 関係法令チェック表

(7) 透 視 図 (着色)

各 部

	外 観	内 部	備 考
手描きによる詳細な本格的なもの	景	景	
スケッチ又はCAD等による簡易なもの	景	景	

(8)

ア プレゼン模型

主務課に提示する、最終のプレゼン用模型で対象建築物の形態、敷地形状、配置等がわかるものとし、縮尺は1/100～1/500程度とする。

グレード 面材 天然材質系

面材 人工材質系

イ 施設の完成模型

県知事へ提示するプレゼン用の模型。最終のプレゼン用模型

(9) 提出部数

・ A4版 1部

・ A3版製本 (20部)

注) 透視図は、現物及びカラーコピー又は写真撮影したものとし、模型は現物及び写真撮影したものとする。

11. 手続書類の提出

(1) 受託者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 着手届 (別記様式4号) 1部
- イ 業務工程表 (別記様式5号) 1部
- ウ 主任設計者届 (別記様式6号) 1部

(2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

- ア 業務完了報告書 (別記様式7号) 1部
- イ 業務引渡書 (別記様式8号) 1部
- ウ 請求書 (別記様式9号) 1部

※書式ダウンロードURL : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/itaku/itaku.html>

基本設計業務内容

(1) 業務内容

項目		業務内容
(1) 設計条件の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更ある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(注) 上記業務内容は「建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21.1.7国交告第15号）」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

(2) 成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要書 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図 (各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 (各面) ⑩ 工事費概算書 ⑪ 模型
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書 (注) 上記の成果図書は、建築 (総合) ・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある
設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築 (総合) ・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築 (総合) ・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築 (総合) ・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築 (総合) ・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある

(注) 上記業務内容は「建築士法第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準 (平成 21. 1. 7 国交告第 15 号)」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

委託名： ○○○○○○○○基本設計委託

計 画 概 要 書

	項 目	内 容
1	建設目的 (主旨)	
2	全体予定 直接工事費	千円
3	予定建築面積及び延べ 面積等(概略平面図又は 必要室名と面積)	
4	構造・階数	
5	建設敷地等 の注意点	
6	仕上表	
7	構造概要	
8	設備概要	
9	設計に関する 注 意 点	
10	そ の 他	
11	参 考 資 料	

※ 本計画概書は、基本事項を示し、計画建築物の内容により付記することができることとする。

建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領（案）等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築CAD図面作成要領（案）	平成14年11月
建築設計業務等電子納品要領（平成24年版）	平成24年4月
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（平成24年版）	平成24年4月

基準・要領類のダウンロード：http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 1) 次に示す書類を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで1部納品する。
 - ① 報告書等
 - ② 図面
 - 2) 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
 - 3) 各種電子納品要領（案）等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 発注者が行うCALS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。
- 5 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm
 - 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認すること。